

センター判定手続規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規則は、日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）による判定手続（以下「センター判定」という。）に関し必要な事項を定める。

(判定の種類)

第2条 センター判定は、申立人の選択するところにより、申立人が提出した主張及び証拠資料に基づいて行う単独判定と、申立人及び申立人が指定した被申立人がそれぞれ提出した主張及び証拠資料に基づき行う双方判定の2種類とする。

(判定事項)

第3条 申立人は、第一号ないし第四号の各事項につきセンター判定を申し立てることができる。

- 一 特定の物若しくは方法が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属するか否か。
- 二 特定の意匠が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属するか否か。
- 三 特定の標章が商標権又は防護標章登録に基づく権利の効力の範囲に属するか否か。
- 四 特定の特許、実用新案登録、意匠登録又は商標登録（防護標章登録を含む。以下同じ。）について特許又は登録に無効事由があるか否か。但し、申立人が特定する事由に基づく判定の申立てに限るものとする。

第2章 手 続

(申立て)

第4条 申立人は、下記の事項を記載した申立書の正本1通を、被申立人と判定人の合計人数分の写しとともにセンターに提出しなければならない。

- 一 申立人の氏名（又は名称。以下同じ。）、住所（又は居所。以下同じ。）及び連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）並びに申立人が法人であるときはその代表者の氏名
- 二 被申立人の氏名及びその住所並びに被申立人が法人であるときは、その代表者の氏

名

三 代理人を定めたときは、その氏名ならびにその住所及び連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）

四 申立ての趣旨

五 申立ての理由

六 単独判定と双方判定のいずれを求めるかの表示

2 前項五号の申立ての理由には、求める判定事項に応じて、下記の事項を記載しなければならない。

一 第3条第一号ないし第三号の判定（以下「範囲判定」という。）

ア 判定申立てに至った事情

イ 判定にかかる特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録の経緯

ウ 判定にかかる特許発明、登録実用新案、登録意匠又は登録商標（以下「本件」という。）の説明

エ 判定を求める対象とする特定の物若しくは方法、意匠又は標章（以下「対象物等」という。）の説明

オ 本件と対象物等との対比

カ 一致点と相違点等に関する申立人の主張

二 第3条第四号の判定（以下「無効判定」という。）

ア 判定申立てに至った事情

イ 判定にかかる特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録の経緯

ウ 本件の説明

エ 本件と引用資料との対比等

オ 本件特許、登録に無効事由があるとの申立人の主張

3 申立人は、次のものを申立書に添付するものとする。

一 申立人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面

二 被申立人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面

三 代理人を定めたときは、代理権を証する書面

四 双方判定を求めるときは、被申立人が判定手続に出席することを応諾しないときに単独判定を求めるか申立てを取り下げるかの選択を示す書面

五 証拠書類

六 証拠書類の写し（被申立人と判定人の合計人数分）

4 代理人は、法令により代理権を認められている者又はセンターが相当と認める者でなければならない。

（双方判定における応諾確認手続）

第5条 センターは、双方判定の申立てを受理した場合、速やかに、被申立人に対して双

方判定の申立てがあったことを通知し、判定申立書及び証拠書類の写しを送付するとともに、判定手続に出席することを応諾するか否かを書面で回答するよう求める。

- 2 判定人は、期間を指定して答弁書の提出を要請する。
- 3 被申立人が判定申立ての通知を受けた日から回答期限内に応諾書を提出しない場合、センターは被申立人が応諾しなかったものとみなすことができる。

(答弁書)

第6条 前条第2項の答弁書には、申立書記載の申立ての趣旨に対する答弁、申立ての理由に対する認否及び自己の主張を記載し、正本1通を、申立人と判定人の合計人数分の写しとともに提出するものとする。

- 2 答弁書の提出手続については、第4条第1項第一号ないし第三号、同条第3項（第四号を除く）及び同条第4項を準用する。

(判定人の選任)

第7条 センターは、センターが常備する判定人候補者名簿（以下「名簿」という。）から弁護士、弁理士各1名を判定人に選任する。判定人が死亡、辞任、その他の理由により欠けた場合も同様とする。

- 2 センターは、いずれかの判定人から申立てを受けたときは、名簿から1名の判定人を追加選任する。

(判定人の利害関係情報開示義務)

第8条 申立人は申立書と共に、被申立人は応諾書と共に、特定利害関係者指定書により、事件に関し利害関係を有する第三者と判断する者を指定することができる。センターは、特定利害関係者指定書を判定人候補に開示する他は、当該事件の相手方を含め、他に開示してはならないものとする。

- 2 判定人は、就任に際して、センター判定の当事者（以下「当事者」という。）及びセンターに対し、利害関係に関する言明書を提出するものとし、自己の公正性又は独立性に疑いを生じる恐れがある事実があるとき又は発生したときは、遅滞なくその全部を開示しなければならない。

(判定人の忌避)

第9条 当事者は、判定人に公正性又は独立性を疑うに足る相当の理由があるときは当該判定人の忌避を申し立てることができる。

- 2 センターは、前項の申立てに理由があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

(双方判定における対抗無効判定の申立て)

第10条 被申立人は、範囲判定の手續において、申立人に対抗して、本件について無効判定（以下「対抗無効判定」という。）を申し立てることができる。

2 対抗無効判定の申立ての審理は、申立てにかかる判定の申立ての審理と併合する。

(口頭審理の原則)

第11条 判定人は、口頭審理期日を開き当事者に判定事項に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、単独判定において、申立人が口頭審理期日を不要であると表明し、かつ、判定人がこれを相当と認めたときはその限りではない。

(審理期間)

第12条 センター判定は、単独判定においてはセンターが申立てを受理した日から3月以内、双方判定においてはセンターが答弁書を受審した日から4月以内に終了することを目標とする。

第3章 センター判定

(判定書)

第13条 センター判定の結論は、判定書を、単独判定においては申立人、双方判定においては当事者双方に送付することにより告知する。

2 判定書には理由を記さなければならない。

3 判定書の第三者への開示は、専ら、当事者の裁量によるものとし、センターは当事者によりなされた開示についていかなる責任も負わないものとする。

(判定の性質)

第14条 センター判定は、センターが選任した判定人の意見であって、何人に対しても拘束力を有しない。

(不服申立て)

第15条 センター判定に対しては不服を申し立てることができない。

(取下げ)

第16条 申立人は、判定書の発送が行われるまでは、単独判定の場合はいつでも申立てを取り下げることができ、双方判定の場合は、被申立人の応諾前はいつでも、応諾後は被申立人の同意を得て、申立てを取り下げることができる。

第4章 手数料

(手数料)

第17条 当事者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。

- 2 範囲判定の申立てを受けた被申立人が申立書の送達を受けた日から2月以内に、対抗無効判定の申立てをする旨をセンターに予告し、かつ当該範囲判定の審理が終結するまでに無効判定申立書を提出するときは、申立手数料については別表の対抗無効判定申立手数料を適用する。
- 3 第1項の申立手数料は申立て後速やかに、期日手数料は期日ごとに期日終了後速やかに納付しなければならない。
- 4 手数料が納付されない場合、又は納付された手数料が不足している場合、センターは当事者に対し通知受領日から1週間以内に不足額を納付するよう求めることができ、申立人がこの期限内にこれを納付しない場合、当該申立ては取下げられたものとみなすことができる。
- 5 センターが受領した手数料は、申立て取下げの場合を含め、返還しない。ただし、双方判定申立てにおいて、被申立人の不応諾が確定し、かつ申立人が単独判定の申立てを選択しなかったときは、申立人が納付した申立手数料から受理・応諾手続手数料3万1500円を控除した残額、単独判定を選択したときは最初から単独判定を申立てしたときの申立手数料との差額10万5千円を申立人に返還する。

(手数料の減額等)

- 第17条の2** センター判定の申立人及び被申立人(双方判定の場合)の一方又は双方に、正規の手数を支払うことが困難な事情がある場合には、その者が減額申立書を提出することにより、その者が支払うべき手数料について減額の申立をすることができる。
- 2 減額申立書には、正規の手数を支払うことが困難である事情を示す資料を添付しなければならない。
 - 3 減額申立書の提出があったときは、センターの運営委員会において、申立に理由があるか否かについて審査し、手数料の支払いに関する決定を行う。
 - 4 前項の審査に当たっては、減額の申立をした者の資力、事業の規模、その他の経済的な事情、公益性の有無、事件の特殊性、事件の背後にある経済的利益などの諸般の事情を考慮する。
 - 5 第3項の決定を行なうに際しては、減額の決定と合わせて、又は減額の決定に代えて、手数料の分割払いを認める旨の決定又は手数料の支払期限の繰り延べを認める旨の決定をすることができる。
 - 6 第1項の減額の申立は、原則として、センター判定の申立人がセンター判定申立書を提出する前、又はセンター判定の被申立人(双方判定の場合)が応諾書を提出する前、

に行なうべきものとする。

- 7 申立人は、やむを得ず減額申立書をセンター判定の申立書と同時に提出する場合には、仮の申立手数料として規定の申立手数料の半額をセンターに対して支払うべきものとする。
- 8 仮の申立手数料の支払いを伴うことなく、減額申立書がセンター判定申立書と同時に提出されたときには、センターは、減額申立書のみを受理し、減額申立書についての審査により決定された手数料が支払われた時にセンター判定申立書を受理するものとする。
- 9 被申立人がやむを得ず減額申立書を答弁書と同時に提出した場合には、センターは、減額申立書のみを受理し、減額申立書についての審査の結果に被申立人が同意した時に答弁書を受理するものとする。
- 10 判定人は、納付すべき手数料の減額決定を受けた者が、減額された手数料を支払った後に、正規の手数を支払うことが容易である事実を確認したときには、その者の意見を聴いた上で、その者に、正規の手数料と既に支払った手数料との差額を追加支払いすることを命じることができる。
- 11 判定人は、前項の規定により追加支払いを命じた場合において、その追加支払いがないときは、判定手続を中止、又は終了することができる。

第5章 事件管理

第18条 判定事件の管理は、センターの運営委員会又は支部運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行い、その事務はセンターの事務局が行なう。

- 2 運営委員会は判定の申立てがあったときに直ちに事件管理者を選任してその事件の管理に当たらせる。
- 3 事件管理者は、必要に応じて期日に同席することができる。

第6章 秘密保持

第19条 判定手続及びその記録はこれを非公開とし、判定人、判定人候補者、判定人補助者、事件管理者、運営委員、センターの役員及び事務局職員並びに当事者およびその代理人は、全当事者から開示、利用することにつき同意を得た場合を除き、判定の存在、内容及び結果（判定手続に関する事実または判定手続を通じて知り得た事実を含む）を開示又は利用してはならない。この職を退いた後も同様とする。但し、センターは、知的財産関連紛争解決についての啓蒙、研究などに必要な場合、当事者名、申立て対象の特許、実用新案登録、意匠登録及び商標登録（防護商標登録を含む。）などの具体的内

容を特定しないでこれらを開示することができる。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成18年1月16日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成19年2月6日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成21年6月2日から施行する。

別表 センター判定手続手数料表（消費税を含む）

(1) 基本手数料

表1. 単独判定の場合

項目	金額
申立手数料	31万5千円
口頭審理期日手数料	10万5千円

表2. 双方判定の場合

項目	金額
申立手数料 (内, 受理・応諾確認手続手数料)	42万円 (3万1500円)
対抗無効判定申立手数料	21万円
口頭審理期日手数料	各当事者10万5千円

(2) 追加申立手数料

第3条に定める判定事項が1増す毎及び次の数え方による本件の数又は対象物等の数が1増す毎に、上記各表の申立手数料の2分の1（対抗無効判定の申立てについてはその申立手数料と同額）を加算する。

一 本件の数

ア 特許又は実用新案登録：判定を求める特許又は実用新案登録の請求項の数（1請求項中において他の請求項が1項以上引用されている場合も、1と数える。）

イ 登録意匠：判定を求める登録意匠の数

ウ 登録商標：判定を求める登録商標の指定商品又は指定役務の区分数

二 対象物等の数

判定申立書において特定する物若しくは方法、意匠又は標章の数